

森本商店街振興会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「森本商店街振興会」と称する

(目 的)

第2条 森本商店街振興会（以下、本会とする）は会員及び地域の
発展と向上に寄与することを目的に組織する

(所在地)

第3条 本会の事務所を森本商工会に置く
920-3116 金沢市南森本町ホ59-1
（連絡先は、代表者又は総務の住所とする）

(規 約)

第4条 本会の業務の遂行について必要な事項は総会の議決をへて
規約で定め、執行する。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成する為、以下の事業を行う

- 1、会員相互の親睦事業
- 2、共同の販売促進事業
- 3、渉外（関連団体との連携）事業
- 4、地域の活性化事業
- 5、前各項に掲げるもののほか、本会の目的を達成する為に
必要な事業を行う

第3章 会 員

(構 成)

第6条 本会は森本周辺地域に於いて次の各項に該当するもので構成する

- 1、地域内で、事業を運営する者
- 2、地域内に、住居を有するもの
- 3、地域内で、事業目的に賛同するもの
- 4、学識経験者及び事業の賛同者

(会 費)

第7条 会費は毎事業年度、会費規定により納期までに納入する

(入会、脱会)

第8条 申請書により、役員会において承諾を必要とする

- 1、本会に、入会を希望する者
- 2、脱会については役員会の、勧告及び承認を必要とする
(脱会者及び除名者の納付済の会費は返却しない)

(除 名)

第9条 本会は、次の各項に該当する場合、役員会において除名することが出来る

- 1、1年以上の会費の未納や、会員の責務を怠った会員
- 2、本会の名誉毀損や、事業目的に反する行為を行った会員

第4章 役員及び理事、委員

(役 員)

第10条 本会を運営するために組織の構成は、次の通りとする。

- | | |
|-------|-----|
| 1、会 長 | 1名 |
| 2、副会長 | 若干名 |
| 3、総 務 | 若干名 |
| 4、会 計 | 1名 |
| 5、監 事 | 1名 |
| 6、理 事 | 若干名 |
| 7、委 員 | 若干名 |

(任 期)

- 第11条 本会の役員、理事及び委員は会員から互選をし、任期を2年間とする
但し、再任は妨げないものとする

(構 成)

- 第12条 委員会の構成と活動は次の通りとする
- 1、総務委員会 事務処理、会計業務
 - 2、研修/IT委員会 研修会、IT講習会などの企画及び開催
 - 3、販促委員会 売上の企画、販促活動の実施
 - 4、青年部会 商店街、青年部活動の実施
 - 5、女性部会 商店街、おかみさん会の活動
 - 6、特別委員会（金沢商店街物語・街路灯・駐車場・北金沢ショップ・夏祭）

(運 営)

- 第13条 委員会は、委員をもって組織し、役員会の決議を経て会長が委嘱する
- 1、委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く
 - 2、委員長は、会務を総理し、委員会活動を運営する
 - 3、委員会は、会長の要請及び会の活動を推進する為に、委員長が召集する
 - 4、委員会は、会長の諮問に応じて、活動及び議事を役員会に報告をする

(職 務)

- 第14条 本会の事業目的により、活動内容を企画及び推進する

(報 酬)

- 第15条 役員及び委員は、業務の報酬を受けない。
但し、旅費及び業務の遂行に伴う実費は支給される

第5章 総会及び理事：役員会

(総会開催)

- 第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する
- 1、通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内で開催し、
臨時総会は、必要に応じて開催する
 - 2、前項の総会を召集する場合、役員会にて同意を得る。

(決議事項)

- 第17条 次の事項は総会の議決を必要とする
- 1、規約の制定及び変更、又は廃止
 - 2、事業計画及び収支予算の決定、変更

(理事会)

- 第18条 本会に目的達成のため、理事会を置く
- 1、理事会は会長、役員及び理事で組織する
 - 2、理事会は会長が招集する
 - 3、理事会の議長は、会長が行う

第6章 事業年度

(事業年度)

- 第19条 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日とする

第7章 慶弔規定

(慶 弔)

- 第20条 本会員及び家族に対して行う弔慰は、この規定に定めるところによる

(区 分)

- 第21条 弔慰金は次の区分によって行う

区 分	弔慰金	供 物
組 合 員	10,000円	生花一基
組合員の配偶者 及一親等の親族	10,000円	

(その他)

- 第22条 慶事については、10,000円を限度として、行う
(渉外費用については、会長の判断とする)

補 足 消費税・地方消費税は、別途とする。

(付則)

- ・実施の時期 本規約は総会の承認成立により、期首日から実施する。
- ・事業開始 (更新)平成30年2月3日(総会に於いて)(設立「1982年」昭和57年9月1日)